

佐賀県告示第 284 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成 28 年 5 月 13 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	廃止年月日
アルバ薬局	鹿島市高津原 91 番地 5	平成 28 年 2 月 29 日
さくら薬局	伊万里市南波多町大曲 82 番地	平成 28 年 3 月 31 日
まきば薬局	鳥栖市轟木町 1522 番地 6	〃
ヤナイ薬局	伊万里市大坪町丙 2108 番地 1	〃